

公益社団法人 日本青年会議所

褒賞規程

(目的)

第1条 本規程は、青年会議所運動に貢献した会員会議所の名誉をたたえて褒賞し、青年会議所運動の発展に資することを目的とする。

(褒賞の基準)

第2条 褒賞の基準は、毎年1月末日までに理事会が定める褒賞大綱による。

(褒賞の分類)

第3条 褒賞は、最優秀賞（グランプリ）及び優秀賞（準グランプリ）とする。尚、特別賞を設けることが出来る。

(申請の手続)

第4条 褒賞に関する事項を担当する委員会（以下「委員会」という）は、褒賞大綱に基づき、褒賞申請要項を定める。

2 褒賞申請要項には褒賞の種類、及び数、対象となる事業、申請手続及び審査の基準その他必要な事項を定める。

(審査及び決定)

第5条 褒賞は、委員会が指名、理事会が承認した審査員が審査選考し、委員会が決定する。

(賞状等の授与)

第6条 褒賞は、全国会員大会において、賞状及び記念品を贈って表彰する。

附 則

本規程の変更規定は、平成22年10月16日から施行する。

昭和42年 7月29日 改正

昭和45年 3月 8日 改正

昭和47年 8月20日 改正

昭和51年 8月21日 改正

昭和62年 4月18日 改正

平成13年10月27日 改正

平成22年10月16日 改正